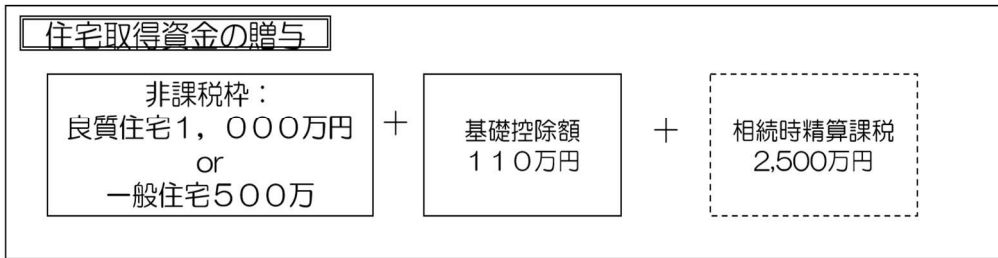


住宅取得等資金の贈与税の非課税制度

一定のマイホームを購入する人が、直系の父母、祖父母から住宅購入資金の贈与を受け、贈与を受けた年の翌年3月15日までにマイホームの引渡を受け居住の用に供した場合には、その住宅取得資金について、最高1,000万円まで贈与税を課さない特例です。贈与税の基礎控除110万円と併せて2023年は最大1,110万円まで贈与税が無税になります。



※良質な住宅とは、日本住宅性能表示基準に基づき以下のいずれかの基準を満たした住宅をいいます。

- ・断熱等性能等級4の基準に適合している住宅
- ・構造躯体の倒壊等防止に係る評価が等級2又は等級3の基準に適合している住宅
- ・地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止に係る評価が**免震建築物**の基準に適合している住宅
- ・一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅
- ・高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上に該当する住宅

TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2023/12月号

異次元の少子化対策はどこへ行った…？

2024年税制改正大綱

今月は2023年12月14日に発表された2024年度税制改正大綱の内容について解説します。

不動産税務や相続税贈与税などのいわゆる資産税については、今年是小粒の改正が目立ちました。大きいものとしては元々2024年居住からローン残高上限が少なくなる予定だった**住宅ローン控除**について、**子育て世代に限り2023年までと同額の控除が受けられるようにしたこと**、**住宅資金贈与が若干の変更を入れつつ無事延長**されたこと、**その他の買換特例なども無事そのまま延長**されたことくらいでしょうか。それよりも今回の税制改正に先んじて発表されたマンション評価の増額改正（前月号参照）のインパクトが大き過ぎて、もはやこれらの改正はどれもよくなってしまいくらいです。今年はその他法人税関係の改正が多少多めにあったかなというくらいですが、やはり消費税インボイス制度も始まったばかりであり多岐に渡る税制改正を行うタイミングではなかった、ということでしょうか。

扶養控除も生保控除も

それよりも気になったのは、昨年の防衛増税のように近年役人が好んで使っている「将来検討項目」なるものです。結局は今年の改正に盛り込むことができなかったがいずれ改正したいものについて先送りにしつつ内容だけ公表する、というやり方ですが、おそらく新聞報道などでも決まったかのように触れ込むことで通しにくい法案の既成事実を作ってしまうという魂胆でしょう。児童手当を拡大させる代わりに**扶養控除を縮減させるという全く意味のない改正すら検討項目に残しました**。こんな最悪の改正を通したいのは役人（財務省？）くらいしかいません。現リーダーたる時の首相が「それでは意味がないので扶養控除はそのまま残します」と一言言えいいのですが…それでも決定を先延ばしにできたのは世論のおかげでしょう。**同じ検討項目である生命保険料控除の増額**も的外れもいいところです。「定額減税」なる1人あたり4万円の給付金も手間が掛かるだけで他にやることはいくらでもあると思うのですが皆様いかがでしょうか。

東栄税理士法人

今月のコメント

早いもので本年最後のニュースレターとなりました。

皆様本年も大変お世話になりました。

今年は名実ともにコロナ禍が明けて旅行や飲み会を制限なく行うことができるようになりホッとしています。個人的な振り返りとしては暑すぎる夏とマンU不振、LUNASEAセルフカバーなどでしょうか。

年末年始休暇は12月28日(木)から1月3日(水)まで頂く予定です。

ご不便をお掛けしますが、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

来年も引き続き宜しくお願い致します。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp

